

瑜伽行派におけるウダーナとニダーナ

－十二分教と三蔵の包摂関係から－

堀内俊郎

はじめに

ブツダの教説の分類形式のひとつが「十二分教」であり¹、四部四阿含や九分教よりも古いとされる。sūtra, geya, vyākaraṇa, gāthā, udāna, itivṛttaka, jātaka, vaipulya, adbhutadharmaの九つからなる九分教にnidāna, avadāna, upadeśaの三つを加えたものが、十二分教である。十二分教に関しては、前田惠學の研究が、現在に至るまでも代表的な研究である。ただ、前田による網羅的な研究の後に、そこでは十分に扱われていなかった十二分教関連のさまざまな資料－特に瑜伽行派の文献－が、活用しうる状況となった。すなわち、『声聞地』(Śrāvakabhūmi, Śr)とAbhidharmasamuccayabhāṣya (ASBh)のサンスクリット(梵)テキスト、チベット語欽定訳語集『翻訳名義大集(Mahāvīyutpatti)』の難語訳とされる『二卷本[訳語訳](Sgra sbyor bam po gnyis pa)』、世親(Vasubandhu, 4-5世紀)の『釈軌論』(Vyākhyāyukti, VyY)ならびにそれに対する徳慧(Guṇamati)の『釈軌論注』(Vyākhyāyuktīkā, VyYT)、さらにはプトン(Bu ston)の『仏教史』(Chos 'byung)が、それである。さらに、十二分教を解釈している諸文献に関しては、従来おもに用いられてきた漢訳文献をそのチベット(藏)語訳とあわせて考察しうる状況にある(『声聞地』「撰積分」(bShad bsdu)など)。このような現況に鑑みて、筆者は拙稿²にて、瑜伽行派の文献が十二分教中のsūtra, avadāna, vaipulya, upadeśaという項目をいかに解釈しているかを再考察した³。

ところで、十二分教中、ウダーナ(udāna)とニダーナ(nidāna)という項目がある。ウダーナは、『ウダーナヴァルガ(Udānavarga)』というよく知られている書物の書名の一部ともなっている。他方、ニダーナは「因縁」などと訳されるが、その由来などは、必ずしも明確ではない。

¹ 前田惠學 [1964] (『原始仏教聖典の成立史研究』山喜房佛書林)によれば、「仏陀所説の教法を形式や内容の両面から分類したもの」あるいは「本来仏陀の説法を仏弟子がまとめた梗概要領に、外から与えた文学形式」(前田 [1964: 189, 186])

² 堀内俊郎 [2006] 「十二分教考－瑜伽行派におけるsūtra, avadāna, vaipulya, upadeśa 解釈－」『仏教文化研究論集』10, 3-19.

³ 拙稿でも述べたことであるが、前田の研究は主に十二分教のそれぞれの項目の「原意」を探ることにあるのであり、他方、筆者の拙稿と本稿は、後代の文献の解釈(特にその定義)を明確にする点にある。その点で、筆者の論考は前田の企図するところと異なり、また、本稿でも、十二分教の項目の意味するところは、前田の研究の結論に沿う形として得られる。

ところが、その両項目について、瑜伽行派の文献である『声聞地』は明瞭な対比をもって解釈しており、興味深い。というのも、ウダーナは九分教にも登場するが、ニダーナは十二分教からの登場となるなどの点で、両者は性格を異にするからである。また、同論は十二分教を三蔵に配当しており、瑜伽行派の聖典観を垣間見せている。

本稿では、瑜伽行派の文献、特に『声聞地』を中心として、そこにおけるウダーナ・ニダーナ解釈の特色を、十二分教と三蔵の包摂関係を考慮しつつ、再考察する。

1. 扱う資料について

はじめに、本稿で扱う資料を確定しておきたい。冒頭にもいくつか挙げたが、『声聞地』(Śr. 梵・蔵・漢)、AS(蔵(AS(t))・漢:『集論』)ならびにその注釈であるASBh(梵・蔵・漢:『雑集論』)とAbhidharmasamuccayavyākhyā(ASVy. 蔵)、『瑜伽論』[撰積分](*bShad bsdu.* 蔵・漢)、『顕揚聖教論』巻六、同巻十二、『釈軌論』(VyY)、『釈軌論注』(VyYṬ)、プトンの『仏教史』(*Chos 'byung*)が、本稿の資料範囲である。プトン『仏教史』以外は、瑜伽行派(Yogācāra)の文献に分類される。なお、ASは部分的にしかサンスクリットが現存せず、同論が十二分教を解釈する箇所はそれを欠くものの、その注釈であるASBhは全体のサンスクリットが得られており、舟橋尚哉が和訳研究をしている⁴。

次に、『顕揚聖教論』における十二分教解釈に関して一つ指摘しておきたい。『顕揚聖教論』で十二分教が解釈されているのは、巻六と巻十二の二箇所である。その『顕揚聖教論』は、そもそも、「地中の要を錯綜し」た文献といわれており、そのなか、「地」とは『瑜伽論』を指す。その際、『顕揚聖教論』の科文を提示した研究である早島・毛利[1990]⁵によって明らかのように、『顕揚聖教論』巻六は『瑜伽論』巻二十五すなわち『声聞地』に、『顕揚聖教論』巻十二は『瑜伽論』巻八十一すなわち「撰積分」に対応している。ゆえに、『顕揚聖教論』における十二分教解釈は、『瑜伽論』の両箇所との対応関係を前提として考察する必要がある。すなわち、『顕揚聖教論』とは違って『声聞地』には梵本・蔵訳があり、「撰積分」には蔵訳が存する。そこで、それらをもとに、漢訳にのみ存する『顕揚聖教論』の十二分教解釈を、それらとの対比のもとで考察することができるのである。以上のことは十二分教研究の分野ではあまり注意されてこなかったようであり、また本稿では重要なポイントとなるので、確認しておいた。

なお、以下、上記の各文献のウダーナ・ニダーナ解釈を考察するが、梵・蔵の解釈を中心に扱い(和訳を施し)漢訳は、それらと重要な差異がある場合に検討するという方針を採る。

⁴ 舟橋尚哉[1977]「十二分教と三蔵・二蔵との相摂関係について－「大乘莊嚴經論」「大乘阿毘達磨集論」「瑜伽論」を中心として－」『大谷学報』57-3, 27-39、同[1982]「大乘阿毘達磨集論(Abhidharmasamuccaya)並びにAbhidharmasamuccaya-bhāṣyaの和訳－決撰分、法品第二より－」『大谷学報』62-3, 29-41。

⁵ 早島理・毛利俊英[1990]「『顕揚聖教論』の科文」『長崎大学教育学部社会科学論叢』40, 51-88。

2. udāna 解釈

本節では、各文献の udāna 解釈を考察する。

以下は、『声聞地』（梵・藏（略号：t）・漢）の udāna 解釈である。

Śr, 228.15-230.1: udānam katamat/ yat pudgalasya nāmagotram⁶ aparikīrtayitvānuddīśya bhāṣitam āyatyām vā saddharmacīrasthitaye śāsanacīrasthitaye ca/ idam ucyate udānam//⁷

[和訳] ウダーナとは何か。ブドガラの名前と種姓を述べず指示せず（*anuddīśya）、未来における正法の久住のため、そして教えの久住のために、説かれたものである。

Śr (t), D56a5-6, P66b1-2: ched du brjod pa'i sde gang zhe na/ gang zag gi ming dang rigs yongs su ma brjod ma bstan par/ phyis (P om. phyis) dam pa'i chos yun ring du gnas par bya ba dang/ bstan pa yun ring du gnas par bya ba'i phyir bshad pa gang yin pa de ni ched du brjod pa'i sde zhes bya'o//

『声聞地』30.418c: 云何自説。謂於是中不顕能請補特伽羅名字種姓。為令当来正法久住聖教久住不請而説。是名自説。

このなか破線部に関し、声聞地研究会 [1998] は tvā uddīśya を tvānuddīśya と訂正（つまり uddīśya を anuddīśya と）しており、この訂正に従う（*は想定サンスクリットであることを示す）。それは、同 [1998: 228.n.21] にあるとおり、漢訳とチベット語訳の当該箇所には否定詞（それぞれ、不、ma）があることに照らして *an-uddīśya が適切だからである。

ここで、第一に、この *anuddīśya という語はウダーナとニダーナの相違を示すものとして『声聞地』において重要である。第二に、上記の下線部からも明らかのように、漢訳の「不請而説」はサンスクリットでは「*anuddīśya bhāṣitam」に、そしてチベット語訳では「ma bstan par ... bshad pa」に対応することに注意が必要である。

さて、先述したとおり『顕揚聖教論』巻六の十二分教解釈は、『声聞地』のそれとほぼ一致する。

『顕揚聖教論』巻六。大正31.509a: 自説者。謂諸經中不列請者姓名。為令正法久住故。及為聖教久住故。自然宣説。是為自説。

[和訳] 「自説」（ウダーナ）とはすなわち、諸の經典中で、〔教えを〕請うた者の姓名をつらねず（記さず）、正法を久しくとどまらせるために、そして、聖教を久しくとどまらせるために、自然に宣説したものである。これを「自説」となす。

他方、「撰积分」と『顕揚聖教論』巻十二は、ほぼ一致する。

bShad bsdu, D54a5-6, P64a5-6: de la ched du brjod pa'i sde ni gang las kyang ma brten par 'di lta ste/ nyan thos rnam byang bar bya ba'i phyir bshad pa gang yin pa dang/ (D om. /) skye bo phyi ma la thugs brtse ba nye bar gzhag (P bzha) nas tshul bshad pa gang yin pa de ni ched du brjod pa'i sde zhes bya ste/ ji skad du bcom ldan 'das ched du

⁶ 声聞地研究会 [1998] は nāmagotram とコンパウンドに読む Wayman (Alex Wayman, *Analysis of the Śrāvakabhūmi Manuscript*, Berkeley, 1961) を斥け、nāma gotram と分けている。しかし、筆者は、nāmagotram という Dvandva と見る。

⁷ 上のテキスト中、イタリクスは、声聞地研究会 [1998] による補いである（同著、「凡例」(xix) を参照）。

brjod pa (P pas) ched du brjod par mdzad do (par mdzad do D; do P) zhes gsungs pa
lta bu'o//

[和訳] そのなか、ウダーナとは、何（誰）も指示せず（依らず）、すなわち、声聞たちを習達させる（漢訳：勝解を得させる）ために説かれたものと、未来の人に対して哀れみを確立し、やり方を説いたもの、それがウダーナといわれる。すなわち、「世尊はウダーナを發せられた⁸」と説かれているようなものである

「撰釈分」大正30.753a: 自説者。謂無請而説。為令弟子得勝解故。為令上品所化有情安住勝理。自然而説。如經言。世尊今者自然宣説。

『顯揚聖教論』卷十二。大正31.538b-c: 自説者。謂不請而説。為令弟子得勝解故。為令上品所化衆生安住勝理。自然而説。名為自説。如經言。世尊今者自然宣説

[和訳] 「自説」（ウダーナ）とはすなわち、請われずに説かれたものである。弟子に勝解を得させるために、〔そして〕上品の教化対象の衆生を勝理に安住させるために、自然に説いたものを、名づけて「自説」となす。經に、「世尊、今、自然に宣説す」と言うよう〔なものである〕。

つづいて、無着作とされる *Abhidharmasamuccaya* (AS(t)) と、その注釈 (ASBh) の解釈を挙げる。

AS (t), D101a6-7, P120a8: ched du brjod pa'i sde gang zhe na/ gang yi rangs nas brjod pa'o//

『集論』大正31.686b: 何等自説。謂諸經中或時如來悅意自説。

ASBh, 95.21: udānam yad āttamanaskenodāhṛtam tadyathā yadā ime prādurbhavanti dharmā ity evamādi//

ASBh (t), D69a1-2, P85a5-6: ched du brjod pa'i sde ni gang yi rangs nas brjod pa ste/ 'di lta ste/ gang gi tshe chos de dag 'byung ngo (P ins. //) zhes bya ba la sogs pa'o//

[和訳] ウダーナとは、喜んだ者により述べられたものである。すなわち、「これらの諸法があらわとなる時に」というようなものなどである。

『雜集論』大正31.743c: 自説者。謂諸經中或時如來悅意自説。如伽他曰。若於如是法發勇猛精進靜慮諦思惟。爾時名梵志。

ASVy, D233a4, P284a3-4: ched du brjod pa gang/ gang yi rangs (P rangs) nas brjod pa'o// gang gi tshangs pa chos dang/ kun tu (D du) skyob pa dang/ bsam gtan du bya ba 'di dag rab tu 'byung bar 'gyur ro (P ins. //) zhes pa'o//⁹

『釈軌論』はチベット語訳のみが現存する文献であるが、そのウダーナ解釈は以下のとおり。

VyY, D82b, P97a: ched du brjod pa'i sde ni gang zag gi ched du gsungs pa ma yin gyi bstan pa gnas par bya ba 'ba' zhis gi phyr gang yin pa ste/ gang las bcom ldan 'das kyis ched du brjod pa ched du brjod par mdzad do zhes bya'o//

[和訳] ウダーナとは、人を指示して (ched du) 説かれたのではなく、教説をとどま

⁸ udānam udānesi の訳であろう。前田 [1964: 342]、水野弘元『法句經の研究』春秋社、1981、3-4を参照。

⁹ 下線部に関し、『雜集論』はASBhではなくASVyに一致する。cf. 大正2.101c。

らせるためだけに〔説かれたものである〕つまり、ある〔典籍で、〕「世尊によってウダーナが発せられた」という〔ようなものである〕¹⁰。

以上から看取されることは、上記の文献では、ASBhを除き、波線部の語句が、ウダーナを定義する際に重要なポイントとなっているということである。

すると、ここで問題となるのは、(1) *udāna* 解釈中に登場する「**anuddiśya* (*ma bstan par; ma brten par*)」あるいは否定詞を除いた「*uddiśya*」という語句の意味、(2) 「不請」、「無請」の中の「請」という語句の意味の二点であろう。以下では、この二つの問題を、*nidāna* 解釈中に登場する *uddiśya*、「因請」という語句との対比のもとで検討したい。

3. *nidāna* 解釈

まず、『声聞地』の解釈を挙げる。

Śr, 230.3-5: *nidānam katamat/* (1) *yat pudgalasya nāmagotraṃ parikīrtayitvuddiśya bhāṣitam,*
(2) *yac ca kiṃcid vinayapratīṣaṃyuktam sotpattikaṃ sanidānaṃ prātimokṣasūtram/ idam ucyate nidānam//*

〔和訳〕ニダーナとは何か。(1) プドガラの名前と種姓を述べて、指示して説かれたものである。そして、(2) なんであれ、律 (*vinaya*) に関し、起源を伴い、ニダーナを伴った、『別解脱戒経』 (*prātimokṣasūtra*) である。これが、ニダーナといわれる。

Śr (t), D56a6-7, P66b2-3: *gleng gzhi'i sde gang zhe na/* (1) *gang zag gi ming dang rigs yongs su brjod cing bstan te/ bshad pa dang/* (P om. /) (2) *chung zad 'dul ba dang ldan pa'i byung ba dang bcas pa/ gleng gzhi dang bcas pa so sor thar pa'i mdo sde gang yin pa de ni gleng gzhi'i sde zhes bya'o//*

『声聞地』大正30.418c: 云何因縁。(1) 謂於是中顯示能請補特伽羅名字種姓。因請而説。(2) 及諸所有毘奈耶相應有因有縁別解脱経。是名因縁。

『顕揚聖教論』卷六の解釈も、ウダーナの場合と同様に、『声聞地』にはほぼ一致する。

『顕揚聖教論』卷六。大正31.509a: 縁起者。(1) 謂諸經中列請者姓名已而為宣説。(2) 及諸所有毘奈耶撰有縁起教別解脱戒経等。是為縁起。

〔和訳〕「縁起」(**nidāna*)とは、(1) 諸の經典 (**sūtra*) の中で¹¹、請うた者の姓と名をつらねて、ために宣説したものである。(2) そして、あらゆる、律 (**vinaya*) に撰せられ、「縁起」(**nidāna*) の教を有する『別解脱戒経』などである。これを「縁起」となす。

ASBhはウダーナ解釈に関しては『声聞地』と異なっていたが、ニダーナ解釈に関しては、同論と類似する。

AS (t), D101a7, P120a8-120b1: *gleng gzhi'i sde gang zhe na/* (1) *gang gi ched du gsungs pa dang/* (2) *byung ba dang bcas pa'i bslab pa bcas pa gsungs pa'o//*

¹⁰ プトン『仏教史』は『釈軌論』を引用しつつ解釈している。Obermiller, E [1931] *History of Buddhism (Chos-kyung)* by Bu-ston I. Part The Jewelry of Scripture, Heidelberg, 32.

¹¹ この箇所については、本稿4の末尾を参照。

[和訳] ニダーナとは何か。(1) 何か(誰か)を指示して(ched du)説かれたものと、(2) 起源を伴った制戒(*sikṣāprajñapti (ka))が説かれたものである。

『集論』大正31.686b: 何等縁起。謂因請而説。又有因縁制立学処。亦名縁起

ASBh, 95.23: nidānaṃ yat kiṃcid eva pudgalaṃ uddiśya bhāṣitaṃ

sotpattikaśikṣāprajñaptikabhāṣitaṃ vā, tadyathāsmiṃ nidāne 'smin prakaraṇa itī vistarāḥ//

[和訳] ニダーナとは、(1) なんであれまさに、人(pudgala)を指示して(uddiśya)説かれたもの、(2) あるいは、起源を伴った制戒が説かれたものである。すなわち、「このニダーナ、この主題において」と詳細に〔出ているようなものである〕。

ASBh(t), D69a2, P85a6-7: gleng gzhi'i sde ni gang zag 'ga' (P gang) zhig gi ched du gsungs pa dang/ byung ba dang bcas pa'i bslab pa bcas pa gsungs pa ste/ 'di lta ste/ gzhi 'di dang skabs 'di zhes rgya cher 'byung ba'o//

『雑集論』大正31.743c: 縁起者。謂因請而説。隨依如是補特伽羅。起如是説故。又有因縁制立学処。亦名縁起。謂依如是因縁。依如是事乃至広説

ASVy, D233a4-5, P284a4-5: gleng gzhi gang/ 'di lta ste/ (P om. /) gang gi ched du gsungs pa dang/ ltung ba dang bcas pa'i bslab pa gsungs pa'o// gleng gzhi'i sde ni gang zag 'ga' zhig gi ched du gsungs pa dang/ (P om. /) ltung ba dang bcas pa'i bslab pa gsungs pa ste/ 'di lta ste/ gzhi 'di dang/ skabs 'di dang/ rgya cher 'byung ba'o//

他方、「撰积分」と『顯揚聖教論』卷十二は、ニダーナを定義する際に具体的な人名に言及している点で重要である。

bShad bsdu, D54a6-54b1, P64a6-8: de la gleng gzhi'i sde ni (1) brten nas bshad pa gang yin pa ste/ de yang bcom ldan 'das ri dags (D dvags) 'dzin gyi bu nag po las brtsams te dge slong rnam la chos dang ldan pa'i gtam gsung ngo (P ins. /) zhes ji skad gsungs pa lta bu dang/ (2) so sor thar pa las brtsams te byung ba'i lam 'dul bar bsdu pa gang yin pa dang gang la bcom ldan 'das kyis gleng gzhi 'di dang skabs 'di la 'di skad gsungs zhes bya ba gang yin pa'o//

[和訳] そのなか、ニダーナとは、(1) 指示して説かれたもの(brten nas bshad pa)である。それはまた、「世尊が、ri dags 'dzin gyi bu nag poに関して、比丘たちに法要を説かれた」と、以上のように説かれているようなものと、(2) そして、別解脱(*prātimokṣa)に関して生じた道であり律(*vinaya)に包摂されるものと、(3) ある〔典籍〕で、「世尊はこのニダーナ、この主題(*prakaraṇa)で、このように説かれた」というものである。

「撰积分」大正30.753a: 縁起者。(1) 謂有請而説。如経言。世尊一時依黑鹿子為諸苾芻宣説法要。(2) 又依別解脱因起之道毘奈耶撰所有言説。(3) 又於是処説如是言。世尊依如是如是因縁。依如是如是事。説如是如是語。

『顯揚聖教論』卷十二。大正31.538c: 因縁者。(1) 謂因請問説。如経言。世尊於一時中因沒力伽羅子為諸苾芻宣説法要。(2) 又依別解脱増上道毘奈耶所有言説。謂¹²依如是如是因縁。依如是如是事。世尊説如是如是語。是名因縁。

[和訳] 因縁(ニダーナ)とは、(1) すなわち、請問によって説かれたものである。経に言うが如し。「世尊、一時中において、沒力伽羅子のために、諸の比丘に法要を宣説した」と。また、別解脱による増上道〔である〕律(*vinaya)のあらゆる言説で

ある。すなわち、「如是如是の因縁 (*nidāna)、如是如是の事 (*prakaraṇa) により、世尊、如是如是の語を説く」という [ものである]。これをニダーナと名づける。

『釈軌論』は、直截的に、ニダーナは「律に関するもの」であると定義する。

VyY, D82b, P97a: gleng gzhi'i sde ni 'dul ba dang 'brel ba ste/ 'dul ba ni byung bas rab tu phyé ba nyid kyi (P kyis) phyir te/ gang las bcom ldan 'das kyis gleng gzhi 'di dang skabs 'di dang don byung ba 'di (D om. 'di) las bcom ldan 'das kyis 'di skad bshad pa ni 'di skad ces bya'o zhes 'byung ba yin no//

[和訳] ニダーナとは、律 (*vinaya) に関する (*pratisamyukta) ものである。つまり、律は出来事によって開示されたものだからである。つまり、ある [典籍で] 「世尊によってこのニダーナ、この主題、この起源により、世尊によってこのように説かれたのはこのようなものである」と出ているものである。

Chos 'byung (プトン『仏教史』)12b7-13a1: gleng gzhi'i sde ni (1) gang zag 'ga' zhiḡ gi ched du gsungs pa dang (2) byung ba dang bcas pa'i bslab pa bcas pa gsungs pa ste/ nor can la ma byin len gyi bslab pa bcas pa lta bu'o//

[和訳] ニダーナとは、(1) ある人を指示して (のために) 説かれたものと、(2) 起源を伴った制戒が説かれたものである。すなわち、ダニカ (*Dhanika/ダニヤ (Dhaniya)) に対して盗の制戒 [がなされた] ようなものである¹²。

4. udāna と nidāna の意味

4.1 解釈のポイント

ウダーナ・ニダーナともに資料が出揃ったので、前節で提起した問題 (2)、「請」という語の意味を考察したい。まず、『集論』と『雑集論』におけるニダーナ解釈は、漢訳と梵・藏の記述が異なっており、少し複雑である。漢訳『集論』には「因請而説」とあるが、AS (t) には gang gi ched du gsungs pa とのみある。他方、ASBh では yat kiṃcid eva pudgalaṃ uddiṣya bhāṣitaṃ とあり、これが藏訳 (ASBh (t)) では gang zag 'ga' zhiḡ gi ched du gsungs pa と訳されている。そこで、AS (t) の gang gi ched du gsungs pa は、ASBh の例を元に、uddiṣya bhāṣita を原語として想定しえよう。すると、AS (t) ならびに ASBh の nidāna 解釈には、漢訳『集論』や漢訳『雑集論』の説くような「因請而説 (請に因て説かれた)」という意味はないものと理解しうる。『釈軌論』における「ched du」という語も同様に考えられる。また、『声聞地』でも、「因請而説」は uddiṣya bhāṣita (藏: bstan te/ bshad pa) の訳である。他方、『顯揚聖教論』巻六・巻十二には梵・藏訳が存しないものの、そこに出る「為宣説」「因請問説」に uddiṣya bhāṣita 以外の原語は想定しがたい (特に、『顯揚聖教

¹² 前掲の「撰釈分」と『顯揚聖教論』巻六には該当箇所にと (又、dang) という語があったため、これ以降を (3) としたが、ここには「謂」とあるので、三つには分けなかった。分けられないほうがよさそうである。

¹³ Obermüller [1931: 32] は nor can を Dhanika と想定している。「盗戒」(波羅夷法中の第二条) が制定されるきっかけを作った人物の名である (パーリでは Dhaniya。平川彰『二百五十戒の研究 I』春秋社、1993, 208 f.)。

論』巻六と『声聞地』との対応関係を想起したい)。さらに、「撰積分」の「有請而説」はチベット語では *brten nas bshad pa* とされているが、これも同様である。他方、前節で扱ったウダーナ解釈では、漢訳には「不請而説」「自然宣説」「無請而説」とあったが、これも、破線で示した対応関係から、**anuddīśya bhāṣita* の翻訳であると考えられる。

まとめると、ウダーナ・ニダーナを定義する上記の文献中に出る「請」という語は *uddiś* (ya) の訳語であり、そこに「[教えを] 請う」という意味を読み込むことはできないということである。では次に、*uddiśya* という語の意味—本稿ではこれまで「指示して」と訳してきたが—は何であろうか。これを考察するために、「撰積分」と『顯揚聖教論』巻十二が、それぞれ「有請而説 (*brten nas bshad pa*)」、「因請問説」すなわち **uddiśya* (*bhāṣita*) という語を用いる際に言及している「黒鹿子/ 没力伽羅子/ *ri dags 'dzin gyi bu nag po*」とは何者かという問題を、次節で考察する。

4.2 「黒鹿子」について

ニダーナの定義に際して登場する上記の人物は何者かという問題は、筆者の知るかぎり従来検討されてこなかったようであるが、実は、この「黒鹿子」という人名は、『律』の「僧殘法」第五条「媒嫁戒」の記述の中に登場する。「媒嫁戒」とは、平川 [1993] によれば、「比丘は結婚の媒介をしてはならないという意味である」(平川 [1993: 421])¹⁴。そして、この媒嫁戒が制定される因縁を作った人物が、『根本有部律』では「黒鹿子」とされており、先の「撰積分」に登場する人物と同一の名をもつのである。ただ、漢訳で同一名であるからといって、必ずしもそれが同一の人物を指すとは限らない。そこで、以下、この人名をさらに詳しく検討しよう。

この人物の名前は、漢訳の諸律ではさまざまな訳語で翻訳されているので、まず漢訳諸律の資料における人名を列挙しておく¹⁵。

『五分律』(大正22.12a): 「(有長者名) 迦留」、『僧祇律』(大正22.271a): 「比丘迦羅」、『十誦律』(大正23.18a): 「鹿子長者兒。名曰迦羅」、『十誦律』(大正23.443b): 「仏因迦羅比丘鹿子兒結戒」、『根本有部律』(大正23.685c): 「(有一長者名) 黒鹿子」(ここで、「黒」とは、平川 [1993] の想定するように、カーラ **kāla* を訳したものであろう)、『薩婆多部毘尼摩得勒伽』巻五 (大正23.592b): 「鹿子比丘」、『鼻奈耶』巻四 (大正24.864c): 「迦留鹿園子母字於中止住迦留比丘」、『根本薩婆多部律撰』: (大正24.542c) 「迦盧蜜栗伽羅子」。

さらに、チベット語訳の律に目を向けると、*Vinayavibhaṅga* (P No.1032), P210b4以降で「媒嫁戒」が説かれているが、そこにおいて「媒嫁戒」制定の機縁となった人物は「*ri dags 'dzin gyi bu nag po*」とされている (P210b7)。そして、この人名は、先の「撰積分」

¹⁴ なお、比丘に結婚の媒介が禁止される理由は、「結婚の媒介をすると、結婚後、結婚生活が適切に行われず、種々のトラブルが起ると、媒介者に非難が起こされるからである」(平川 [1993: 422]) という。

¹⁵ 平川 [1993: 423] にて、この人名のいくつかの用例が列挙されている。文献の略号などはそれを参照。ところで、パーリの律は漢訳諸律とは異なり、この人名を「ウダーイ (*Udāyi*)」とする。榊亮三郎「結婚の媒酌」『榊亮三郎論集』国書刊行会、1980はこの相違を会通しようと試みているが、パーリの『律』において *Udayin* はしばしば律制定の機縁を作った人物として言及されているので、*Udayin* は「六群比丘」のように一種の匿名的な名前なのであろう。ゆえに、会通の必要はなからう。

チベット語訳 (*bShad bsdu*) と完全に一致することが注目される (なお、*Vinayavibhaṅga* の同じ行では、その人物が「nag po, *kāla」と呼びかけられている)。

そこで、この「ri dags 'dzin gyi bu nag po」についてさらに検討すると、*Mahāvīyūtpatti* (Sakaki ed.), No. 3668には、「ri dags 'dzin gyi ma, mṛgāramātā」とある。また、多くの場合、チベット語の bu はサンスクリットの putra に、nag po は kāla に対応する。すると、ri dags 'dzin gyi bu nag po は、*Kāla-mṛgāraputra と原語想定されることになる。さらにいえば、前掲の『根本薩婆多部律撰』にある「迦盧蜜栗伽羅子」という語はこの人物に対する音写語と考えられるが、これはまさに、*Kāla (/Kālo)-mṛgāraputra を想定せしめる。また、『顕揚聖教論』巻十二の「没力伽羅子」には kāla に対応する語句が見出されないものの、これも *mṛgāraputra に対応すると推定される¹⁶。

以上の考察に基づけば、「撰積分」と『顕揚聖教論』のニダーナ定義に登場する「黒鹿子、ri dags 'dzin gyi bu nag po、没力伽羅子」は、「媒嫁戒」制定の機縁を作った人物すなわち*(Kāla-) mṛgāraputra を指すと判断してよからう。

4.3 「uddīśya」の意味

この考察の結果を踏まえることにより、両論がnidāna解釈に際してこの人物に言及していることの意義が明らかとなり、同時に、前節で提起した第一の問題(1) *(an) uddīśyaは何を意味するのか、ということも理解されることとなる。

両論は「ニダーナ」を、人(*pudgala)を[*ud-diś]として説いたものであると定義している。これは、一般的に人を指す一種の呼びかけであると解釈される余地を残している(たとえば、釈尊が阿難に対して「アーナンダよ」と呼びかけて法を説くというような)。また、この語に対しては、「人に関して」、「人のために」という訳語を当てることも可能である¹⁷。しかし、両論がニダーナ定義に際して言及している人名は、先述の*(Kāla-) mṛgāraputraである。すると、両論が人を[*uddīśya]と述べているのは、人一般を指してということではなく、律(vinaya)の条文を制定する機縁を作った人物を「指示して」という意味であるということになる。他の文献における uddīśya の意味も、同様に理解しうる。

¹⁶ 榊前掲書425-452はこの「媒嫁戒」を考察しており、「黒は kāla の訳であり、鹿子とは mṛgāra の訳である」と述べている。しかし、「鹿子」は、mṛgāra-putra の訳であろう。

¹⁷ uddīśya は、Indeclinable か ud-diś の Absolutive かである。前者の場合、with reference to, in the name of などを意味する (Apte, *The Practical Sanskrit English Dictionary*; J.S. Speijer *Sanskrit Syntax*, §200も参照)。ところが、『声聞地』におけるニダーナ解釈では、uddīśya は、parikirtayivā と対で用いられている。ゆえに、uddīśya は、point out, refer to の意味を持つ ud-diś の Absolutive と見る。他方、プトン『仏教史』には、この箇所は ched du とある。チベット撰述の文献であるから、これは、「～のために」と訳してもよからう (Obermiller [1931: 32] は gang zag gi ched du gsungs pa ma yin を「not with regard to (separate) individuals」、gang zag 'ga' zhiḡ gi ched du gsungs pa を「for the sake of special individuals」と訳している)。しかし、翻訳文献である『釈軌論』における ched du は *uddīśya の訳語と見るべきである。なお、『法華経』における uddīśya という語の用例に着目した袴谷は、「名義で」と訳している (袴谷憲昭「初期大乘仏教運動における『法華経』 - uddīśya の用例を中心として -」『勝呂信静博士古稀記念論文集』山喜房仏書林、1996、235-250)。

それは、『声聞地』、『顯揚聖教論』卷六、ASBh、『釈軌論注』についていえば、それらはニダーナを定義する際に具体的な人名に言及していないものの、十二分教と三蔵 (tripitaka、經・律・論) の対応関係を述べているからである。すなわち、それらの文献によれば、十二分教のうち、ニダーナ (nidāna) は律 (vinaya) [蔵] に配当されている¹⁸。すると、『声聞地』等における uddiśya の意味も、人一般を「指して」、あるいは、人の「ために」とするよりも、律との関連を念頭において解釈されるべきであろう。

これを考えるに、律というものは「随犯随制」といわれるように、ある人(々)がある事件を起こし、それを機縁として制定されるものである。具体例に即して見ると、第一波羅夷 (pārājika) である「淫戒」では、最初の制裁の機縁をつくったのは Sudinna である¹⁹。彼が淫行を行ったあと、その事実関係につき、「さて、実に世尊は、このニダーナ、この主題において、比丘のサンガを集め、具寿 Sudinna に問うた (atha kho bhagavā etasmim nidāne etasmim pakaraṇe bhikkhusamgham sannipātāpetvā āyasmantaṃ Sudinnaṃ paṭipucchi...) Vinaya, III. 20.14-16」とされ、さらに、「さて、実に世尊は、具寿 Sudinna を、種々の方法で呵責して～比丘たちに～法に関する話²⁰をなして、比丘たちにおっしゃった。ゆえに、比丘たちよ、私は比丘たちに、十の利益のために、学処を制定しよう (atha kho bhagavā āyasmantaṃ Sudinnaṃ anekapariyāyena vigarahitvā...bhikkhūnaṃ ...dhammiṃ kathaṃ katvā bhikkhū āmantesi: tena hi bhikkhave bhikkhūnaṃ sikkhāpadaṃ paññāpessāmi dasa atthavase paṭicca) ibid., 21.9-17」とあり、「さらにそして、このように、比丘たちよ、この学処をあなた方は誦出せられたし (evaṃ ca pana bhikkhave imaṃ sikkhāpadaṃ uddiseyyātha) ibid., 21.22-23」と、淫戒が制定される。

ここには Sudinna uddiśya という語はないものの、釈尊が Sudinna に事実関係を問い、呵責し、彼を機縁として淫戒が制定されたことが述べられている。さらに、下線部で uddisati の変化形が見られる。ここでは平川に従い「誦出」と訳したが、この語は律に多く見られる。すなわち、*Critical Pāli Dictionary II* (Copenhagen, 1960)、413ab によれば、「uddissamāne pātimokkhe (別解脱が誦出せられている時に)」などという例がある。また、「bhikṣum...uddiśya (比丘を指定して)」という用例もしばしば見られる²¹。さらに、パーリ律に対する索引 (*Index to the Vinaya-Piṭaka*²², 142-143) も、多数の用例を採録している。

まとめると、「黒鹿子」の登場する文脈ならびにニダーナが律に配当されるという事実

¹⁸ Śr, 232.14; 『顯揚聖教論』卷六「此中所説縁起是為律蔵」: ASBh, 96.24: nidānaṃ sotpattikaśikṣāprajñāptibhāṣitasamgrhitaṃ vinayapiṭakam (起源を伴った学の制定を述べたものに含まれるニダーナは、律蔵である): VyYṭ, D247a6-7, P124b6-7: gleng gzh'i'i sde dang/ de lta bu byung ba'i sde de ni 'dul ba kho na yin te/ der 'dus pa'i phyr ro// (ニダーナと *itivṛttaka は律に他ならない。そこに含まれるからである)。

¹⁹ この箇所は既に前田 [1964: 447] がニダーナの内容として取り上げているが、今は uddiśya の意味を考察するという観点から検討を加える。

²⁰ 『顯揚聖教論』と「撰釈分」のニダーナ解釈に「法要 chos dang ldan pa'i gtan, *dhārmikā-kathā」という語が出ていたが、これに相当する dhammiṃ kathaṃ という語が律に登場している。

²¹ 平川彰『二百五十戒の研究 II』、春秋社、1993、171、208など。

²² Compiled by Y.Ousaka, M.Yamazaki, K.R.Norman, PTS, 2001.

からみて、ニダーナが「人を ud-diś して説かれたもの」であるという瑜伽行派の論書に見られる定義は、律制定の機縁を作った人物を「指示して」という意味、あるいは、律に頻出する ud-diś という語を念頭においてのものであり、律との関連を読み込んだ定義であると考えられる。

本節の終わりに、ニダーナが「経典一般の因縁・由縁を説くもの」であるという解釈²³を再検討しておきたい。確かに漢訳の『顕揚聖教論』巻六は、nidāna を説明する際に「諸経中（諸の経典の中で）」と述べており、『顕揚聖教論』巻十二と漢訳の「撰積分」は、「如経（*sūtra）言（経典に説かれるように）」という導入句を置いている。ゆえに、それらは nidāna を律（vinaya）ではなく経典（sūtra）中の所説を指すと解釈していると理解される可能性がある。しかし、『顕揚聖教論』巻六に対応する『声聞地』（梵・藏）にはそのような語はなく、「撰積分」のチベット語訳には「ji skad gsungs pa（以下に説かれるように）」とのみある。そうであれば、両文献は必ずしも nidāna を経典（sūtra）中の所説と解釈していることにはならない。

5. udāna と nidāna の関連

最後に、『声聞地』におけるウダーナ・ニダーナ解釈の関連性について考察を加えたい。すなわち、上に見てきたとおり、同論における両項目の解釈は対をなしているの、その意義を考察する必要がある。この問題に関連して、前田 [1964: 448, n.2] は、「文学類型上 nidāna が udāna と発生史的に深い関係を有するとは考えられない」と述べている。ただ、ニダーナとウダーナが発生史的には深い関係を有していなくとも、『声聞地』や「撰積分」等における解釈に限って言えば、両項目が関連づけられて解釈されているということは確かである。むしろこの場合、発生史的に深い関係を有していないことこそが、『声聞地』や「撰積分」等において両項目が対応・関連していることの特異性を浮かび上がらせる。つまり、それらの論書は、意図的に、ウダーナとニダーナの定義を関連づけているといえるのである。

そこで、明瞭な対比を見せる瑜伽行派の文献によるウダーナとニダーナの定義はいずれが先に（いずれが元となって）確立されたのかという問題を提起して考えることができよう。この場合、『声聞地』以前の文献における両項目の解釈に手がかりを得たいところであるが、『声聞地』がいかなる文献の記述を参考にして、自らの十二分教解釈（あるいは今問題としているウダーナ解釈）を確立したのかは定かではない。しかしながら、同論がなんらの文献も参照しなかったということも考えにくい。そこで、暫定的に、年代的に『声聞地』に先行すると考えられる文献に共通する記述をもって『声聞地』の解釈の背景と見て、考察をすすめたい。

先行研究によれば、ウダーナ解釈には共通する特徴があるようである。すなわち、前田 [1964] の指摘するところによれば、udāna とは「自説」であり、その「動因は」「憂喜の感概にあった」。そして、「『自説』であれば当然無問であるから『無問自説』の解釈が生じ」

²³ 前田 [1964: 441-442]。

たという（同 [339]）。ところで、前田のいう、このニダーナは「憂喜の感慨」に基づく「自説」であり、「『自説であれば』『無問』である」という論理を推し進めると、無問であれば特定の人に対して（特定の人を指して）説かれたのではないという理解も、スムーズに導かれうる。udāna が *anuddīśya（〔人を〕指示せずに〔説かれたもの〕）であるという『声聞地』の udāna 解釈は、他の文献における udāna 解釈の用例からみて、違和感のないものといえる。

他方、『声聞地』などで律に配当される nidāna についていえば、律はある人（々）の起こした事件を機縁として制定されるという点から、人を「指示して（uddīśya）説かれたもの」と定義されることに合点がゆく。また、本稿ではその詳細な用例を列挙することはできないものの、ud-diś という語は、律に広く見られる点で、そのニダーナ定義に ud-diś という語を用いているのは、聖典上の根拠があることから、重い由来を持つものといえる。

この場合、明瞭な類似が看取される『声聞地』等のウダーナ・ニダーナ解釈においては、uddīśya という律に広く見られる用語が用いられているという点で、いずれかといえばニダーナ解釈が中心にあり、その後で、ウダーナ解釈がそれと対比させる形でなされていると考えうる。

結論

本稿では、主に『声聞地』における十二分教解釈中、ウダーナとニダーナ解釈を検討した。その結果、以下の結論を導くことができよう。

『声聞地』で、ウダーナとニダーナは、それぞれ *anuddīśya bhāṣita、uddīśya bhāṣita という表現で対比されて定義されており、『顯揚聖教論』巻六、巻十二、「撰積分」も同様と考えられる。また、AS, ASBh ではウダーナ解釈に anuddīśya という語は見られないものの、ニダーナが、uddīśya という語を用いて定義されている。

それらの漢訳は *anuddīśya bhāṣita、uddīśya bhāṣita を、「請」という語を翻訳しているが、サンスクリットとの対応を考慮する限り、[教えを]「請う」、「請わない」という意味はない。

瑜伽行派の文献でウダーナ・ニダーナ定義に用いられている uddīśya、*anuddīśya という語は、「指示して」、「指示しないで」という意味である。特に、三蔵のうち律に配当されるニダーナ解釈に際して uddīśya という語が用いられているのは、律はある特定の人物の起こした事件を機縁として制定されるので、その人物を「指示して」という意味と理解される。あるいは、ud-diś という語は律に類出するので、それを念頭において、ニダーナ定義に際して uddīśya という語を用いたのであろう。

両項目に対する『声聞地』の解釈は明確な対比を見せているが、nidāna 解釈では、uddīśya という聖典上の語が用いられている。ゆえにこの nidāna 解釈が先に確立され、udāna は、それにあわせる形で定義がなされたものと考えられる。

本稿の結論は、「学処制定の由来を説く因縁」がニダーナであるという前田 [1964: 446,448] の見解に、方向としては一致する。ただ、ニダーナ解釈に見られる uddīśya という語の意味に着目し、また、十二分教と三蔵の包摂関係を考慮して検討した結果、瑜伽行派の文献においてニダーナは律の全体を指すと理解しうることを示したものである。

なお、十二分教は、いくつかの文献においては、三蔵との関係のもとで論じられている。ゆえに、十二分教解釈の検討は、大乘の側が經・律・論という三蔵—そこには当然、小乗（声聞蔵）の伝承する阿含が含まれる—をいかに捉えていたのかという、大乘における聖典観の問題とも関係するものと考えられる。

文献・略号

- AS (t) Tibetan translation of *Abhidharmasamuccaya*. D No.4049, P No.5550. (『集論』)
- ASBh *Abhidharmasamuccaya-bhāṣya*. N.Tatia ed., Patna, 1976. (『雜集論』)
- ASBh (t) Tibetan translation of ASBh. D No.4053, P No.5554.
- Chos 'byung: *bDe bar gshegs pa'i bstan pa'i gsal byed chos kyi 'byung gnas gsung rab rin po che'i mdzod ces bya ba. The Collected Works of Bu-ston*. Part 24 (Ya), Lokesh Chandra ed., Śata-piṭaka Series vol.64, New Delhi, 1971. (プトン 『仏教史』)
- D *The Tibetan Tripitaka, Sde dge edition.*
- P *The Tibetan Tripitaka, Peking edition.*
- PTS Pali Text Society.
- Śr 『瑜伽論 声聞地 第一瑜伽処—サンスクリット語テキストと和訳—』大正大学総合仏教研究所声聞地研究会、山喜房佛書林. 1998. (『声聞地』 / 声聞地研究会)
- Śr (t) Tibetan translation of *rNal 'byor spyod pa'i sa las Ņan thos kyi sa*. D No.4036, P No.5537.
- Vinaya *The Vinaya Piṭakam* :Herman Oldenberg ed., PTS, 5 Vols.
- VyY Vasubandhu, *Vyākhyāyukti*. D No.4061, P No.5562. (『釈軌論』)
- VyYṬ Guṇamati, *Vyākhyāyukti-ṭīkā*. D No.4069, P No.5570. (『釈軌論注』)
- bShad bsdu *Rnal 'byor spyod pa'i sa las nam par bshad pa bsdu ba*. P No.5043, D No.4042. (『撰積分』)
- 大正 『大正新脩大蔵經』
- 『二卷本』 A Critical Edition of the *Sgra sbyor bam po gnyis pa*, An Old and Basic Commentary on the *Mahāvīyūtpatti* 二卷本訳語釈. Mie Ishikawa, The Toyo Bunko, 1990.
- 『瑜伽論』 『瑜伽師地論』 大正30. No.1579.

Udāna and *nidāna* in the Yogācāra literatures:
Focusing on the relationship between the *Dvādaśāṅgadharmapracāra*
(twelve literary forms of the Buddha's teachings)
and the *tripiṭaka* (three baskets)

Toshiro HORIUCHI

This paper aims to critically examine the definitions of *udāna* and *nidāna*, which constitute members of the *Dvādaśāṅgadharmapracāra* / *dvādaśāṅgavacogata* or twelve literary forms of the Buddha's teachings in the Yogācāra literature. I have drawn therefrom the following conclusions:

1) Many of the Yogācāra treatises including the *Śrāvakabhūmi*, the *Abhidharmasamuccyabhāṣya* define *nidāna* by a phrase *uddiśya bhāṣita*. 2) Uddiśya means "pointing out (person[s] who caused a scandal which leads the Buddha to set forth the rules of training in the Vinaya)", since the *bShad bsdu* and the *Xianyangshengjiao-lun* refer to a name *Kāla-mṛgālaputra when they use the phrase **uddiśya*, and the *Śrāvakabhūmi* and some other texts allot *nidāna* to the Vinaya-piṭaka. 3) In the Yogācāra literature in general, the literary form *nidāna* covers the whole or wide area of the Vinaya-piṭaka. 4) In the *Śrāvakabhūmi*, the definition of *nidāna* as *uddiśya bhāṣita* is formed earlier than that of *udāna* as *anuddiśya bhāṣita*, because the verb *ud-diś* is in fact used widely in the Vinaya.